

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業
ゴールデン鶴亀ホーム運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白陽会（以下「法人」という。）が開設する特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム（以下「特養」という。）及び特養に併設される短期入所生活介護ゴールデン鶴亀ホーム（以下「短期入所生活介護」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 特養の運営の基本方針を次のように定める。

- (1) 利用者的人格の尊重（自己決定の尊重、プライバシーの保護）を基本とした援助をする。
- (2) 施設サービス計画に基づいた援助をする。
- (3) 利用者が個々の力量と社会的環境に応じて可能な限り居宅生活への復帰を目指し、自立した日常生活を営むことができるよう援助をする。
- (4) 利用者が安全で、穏やかな生活を営むことができるよう援助をする。
- (5) 地域の福祉力のパワーアップに貢献する。
- (6) 職員は常に利用者に対する援助力の向上及び腰痛予防等の自己健康管理に努める。なお、ここに言う「援助」は、全ての「介護」及び「相談」、その他特養における職員の利用者に対する職務を指す。

2 短期入所生活介護の運営の基本方針を次のように定める。

- (1) 利用者的人格の尊重（自己決定の尊重、プライバシーの保護）を基本とした援助をする。
- (2) 相当長期間の利用者に対する援助は、短期入所生活介護計画に基づいた援助とする。
- (3) 利用者が個々の力量と社会的環境に応じて可能な限り居宅生活を継続し、自立した日常生活を営むことができるよう援助をする。
- (4) 利用者の家族の介護に関する身体的精神的負担の軽減を図るよう援助をする。
- (5) 利用者が安全で穏やかな時を過ごすことができるよう援助をする。

第2章 施設の名称等

(名称及び所在地)

第3条 特養及び短期入所生活介護（以下「施設」という。）の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名称 ゴールデン鶴亀ホーム
- (2) 所在地 東京都大田区矢口一丁目 23 番 12 号

第3章 職員の職種、員数、職務の内容

(職種及び員数)

第4条 当施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置する。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 管理者（以下、「施設長」という。） | 1名 |
| (2) 医師 | 必要数 |
| (3) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (4) 生活相談員 | 2名以上 |
| (5) 介護職員 | 27名以上 |
| (6) 看護職員 | 3名以上 |
| (7) 栄養士 | 1名以上 |
| (8) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (9) 事務員 | 必要数 |

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。なお、施設長に事故があるときは、予め施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、実施状況の把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。また、利用者、家族からの相談業務に従事するほか、利用者、家族からの苦情窓口としての業務に従事する。
- (4) 生活相談員は、利用者の生活に関する相談、面接、身上調査、利用者懇

談会、家族懇談会に関する企画並びに実施に関すること、情報誌の発行に関するこことに従事する。また、利用者及び家族からの苦情の窓口としての業務に従事する。

- (5) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助及び四季のレクリエーション等の企画並びに実施に関することに従事する。
- (6) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (7) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養ケアマネジメントを実施する。また、経口摂取のための栄養管理及び療養食提供等に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

第4章 利用定員

(定 員)

- 第6条 特養の入所定員は80名とする、
- 2 短期入所生活介護の利用定員は併設型10名、空所利用型9名とする。
 - 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び利用定員を超えて入所させることはない。

第5章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成と開示)

- 第7条 特養のサービスの提供に際して、利用者個人の施設サービス計画（案）を作成する。施設サービス計画の作成にあたり、次の点に留意する。
- (1) 施設サービス計画（案）の作成にあたり、計画が利用者のニーズを充足するものであるよう、関係者の総意を結集する。
 - (2) 施設サービス計画の決定の際は、利用者（家族）に目的や内容を説明し、利用者（家族）の同意を得る。
- 2 短期入所生活介護事業の利用者については、相当期間以上にわたり継続して利用することが予想される場合に、短期入所生活介護計画（案）を作成する。
- (1) 短期入所生活介護計画（案）の作成にあたり、計画が利用者や家族のニーズを充足するものであるよう、関係者の総意を結集する。

(2) 短期入所生活介護計画の決定の際は、利用者（家族）に目的や内容を説明し、利用者（家族）の同意を得る。

(3) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3 第1項及び第2項に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。

（サービスの提供）

第8条 サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対して、施設サービス計画書または短期入所生活介護計画等に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。また、施設サービス計画書または短期入所生活介護計画等を基本としてサービスを提供するものとする。

2 全てのサービスの提供にあたっては、職員は利用者への語りかけを行い、利用者の反応の確認をして援助を進めるなど、きめ細やかなコミュニケーションを通して利用者の自己決定を促し尊重する。また、プライバシーを保護し、利用者の安全、有する能力の活用と開発に配慮し、穏やかな雰囲気でサービスを受けながら生活することができるようとする。

（サービス提供の記録と連携）

第9条 施設は、施設サービス計画書または短期入所生活介護計画等に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（居室）

第10条 特養が提供する居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。なお、入居する居室について、施設側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

（入浴）

第11条 利用者の心身の状況や要望により、適切な方法で1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、傷病や伝染性疾患の疑いなどがあるときなど、医師が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

（排泄）

第12条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方

法により、または排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用する利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第13条 一日の生活リズムと利用者の要望に配慮し、離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第14条 食事は、栄養及び利用者の身体状況並びに嗜好に配慮したものとする。

2 食事開始時間は、概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 午前7時30分

(2) 昼食 午後0時

(3) 夕食 午後6時

3 食事の場所は、利用者の自立支援と生活リズムに配慮し、食堂を原則とする。

4 食事の種類と調理区分は、次のとおりとする。

(1) 調理区分

主食は米飯、軟飯、全粥、ミキサーのいずれか、副食は常菜、一口大、ソフト食、ミキサーのいずれかの調理区分により実施する。

(2) 特別食

医師の食事指示票に基づき実施する。

糖尿病食、減塩食、濃厚流動食及び経腸栄養剤等を提供する。

(3) その他

体質や禁止食品の有無、その他著しい嗜好癖等のある利用者に対しては、必要に応じて個別に対応する。

5 予め連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをする。

6 特別な食事として、季節感あふれる食事を別紙に定める料金で提供するものとする。

(洗 灌)

第15条 特養の利用者が使用する身の回り品のうち、洗濯機による丸洗いが可能なものは、施設で洗濯サービスを行う。なお、それにかかる費用は無料とする。

(送 迎)

第16条 特養の利用者が必要に応じて病院に通院する場合は、家族と協力して送迎を行うものとする。

2 短期入所生活介護の入所及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行うものとする。

(相談、援助)

第17条 当施設の職員は、利用者がそのニーズを充足できる介護を受け、家族との絆を保った快適な生活が送れるように援助するため、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第18条 利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能の維持や減退の防止、日常生活の自立度やQOLの向上のための機能訓練を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第19条 利用者が地域における生活者としての役割を可能な限り維持し、その力量に応じて自立して生活する気持ちを維持することができるよう次のとおり支援するものとする。

(1) レクリエーションの実施

(2) 当施設周辺地域の社会資源を積極的に活用し、地域生活者としての利用者の生活を援助する。

2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、それを自ら行うことが困難な利用者及び家族に対して、当該利用者または家族が自ら行うことができるよう側面支援する。また、当該利用者、家族の依頼がある場合は所定の手続きにより代行するものとする。

(私物管理)

第20条 利用者の私物は、原則として自己管理とする。ただし、心身の状況、社会環境等やむを得ない場合で生活に必要な物は、施設が管理するものとする。

(介護)

第21条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、施設サービス計画書または短期入所生活介護計画に沿って提供するものとする。

(リネン交換)

第22条 毎週1回、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時には随時交換を行うものとする。

(理美容サービス)

第23条 重要事項説明書に記載する理美容師の来所日に、利用者のご希望に合わせて別紙に定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第24条 利用者の安全で穏やかな生活を目標に、看護職員、介護職員、医師等が連携して利用者の健康状況の観察と健康保持に努め、適切な処置をとり、その記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第25条 個々の利用者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士(または栄養士)、看護職員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。

2 利用者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとする。

(援助技術の向上)

第26条 当施設は、職員が常に利用者の人格を尊重し、利用者が可能な限り自立し、安全で穏やかに生活することができるよう援助するための研修の機会を設ける。

2 当施設の職員は、高齢者の福祉の理念の徹底と援助技術の向上を目指し、自己研鑽を積むこととする。

(利用者の入院中の取り扱い)

第27条 特養の利用者に入院する必要が生じ、入院後概ね3ヶ月以内に退院が見込まれる場合は、当該利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与する。また、長期間の入院により退所となった利用者から再利用したい旨の申し出があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、優先的に短期入所生活介護の利用希望に応じるものとする。

(入院ベッドの活用)

第28条 入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを、短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第29条 利用者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする場合は、隨時ナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった場合は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が予め近親者等の緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、必要に応じて救急車対応を行うものとする。

(利用料)

第30条 特養の利用の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として別紙記載の利用料の1割、2割、または3割相当分と居室及び食事代、利用者の選択によりかかるサービス利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 短期入所生活介護の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービスにかかる費用として別紙記載の利用料の1割、2割、または3割相当分と居室及び食事代、利用者の選択によりかかるサービス利用料の合計額とする。

3 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、別紙記載の利用料とする。

4 利用者が特定居宅介護サービス費、特定施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護費を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

5 利用者は、利用料を翌月末日までに支払うこととする。

6 利用料の支払いは、口座自動振替、振り込み、現金のいずれかの方法とし、その方法は利用開始時に施設長と利用者間で決定する。

第6章 施設の利用にあたっての留意事項

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第31条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第32条 利用者は、外出（短時間のものを除く）、外泊しようとする時は、その都度、外出、外泊先、要件、当施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出ることとするものとする。

(面会)

第33条 利用者は、外来者と面会する場合は、外来者が受付に備え付けの面会受付用紙

にその氏名を記録するものとする。なお、施設長は、特に必要がある場合は、面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第34条 利用者は、努めて健康に留意することとする。当施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第35条 利用者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持を心がけ、また、施設に協力するものとする。

2 施設長、医師、看護職員、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達
- (2) 原則年2回の全館防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
- (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第36条 施設において、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第37条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定めるとともに事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定する。また、定期的な研修の開催等により、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

5 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(施設内の禁止行為)

第38条 利用者及びその家族は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排除したりすること
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること
- (4) 健康増進法の精神に則り、喫煙すること
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (6) 故意または無断で施設若しくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと

(事業所の入退所)

第39条 事業所の利用者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

2 利用者は、利用期間中に利用の中止または利用期間等を変更する必要が生じたときは、直ちに管理者へ届け出るものとする。

(秘密の保持)

第40条 施設は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害への対応)

第41条 施設は消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害や非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として月1

回実施し、そのうち2回以上は避難訓練とする。

- 3 利用者及び面会中の外来者は、利用者の健康上または防災等の緊急事態の発生に気付いた場合は、ナースコール等の最も適切な方法で職員に事態の発生を知らせることとする。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 5 備蓄食料品は、東京都の指導により最低3日間以上とする。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第42条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の定期的な実施
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与える行為を行ってはならない。
- (1) 段る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
 - (5) 食事を与えないこと
 - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
 - (7) 亂暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
 - (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
 - (9) 性的な嫌がらせをすること
 - (10) 当該利用者を無視すること

(身体的拘束等)

第43条 施設は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体

的拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。尚、当該計画期間内においても身体拘束解除に向けた取り組みは鋭意検討する。

(褥瘡対策等)

第44条 施設は、利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第45条 当施設の利用資格は、介護保険法に基づく特養または短期入所生活介護の利用の資格があり、当施設の利用を希望するものとする。また、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができるもの及びその他の法令により入所できる者とする。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され特養の入所判定委員会にて入所と判断された者で、居室の状況に適応する方より入所する。

(内容及び手続の説明、同意、契約)

第46条 入所申込者（利用予定者）または家族及び代理人に対し、職員の勤務体制、その他の重要事項を記した文書を交付して十分に説明を行い、入所申込者（利用予定者）または家族の同意を得たときに利用契約書を締結するものとする。

(施設設備)

第47条 施設設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2 利用者は定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。
3 施設設備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(看取り介護)

第48条 特養は、看取りに関する指針を定め、入所の際に、利用者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。
3 看取りのための個室を確保するものとする。

(葬儀等)

第49条 死亡した利用者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第11条2項の規定及び「東京都老人福祉施設事務処理の手引き」を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第50条 利用者または身元引受人は、提供されたサービス等について苦情を申し出ることができる。その場合、施設は事実関係を調査し、その結果及び改善の必要性の有無並びに方法について利用者または代理人に報告する。なお、苦情申し立て窓口は介護支援専門員及び生活相談員とする。

(地域との連携)

第51条 当施設は、利用者が生活者として地域と融合した生活ができるよう、また、居住生活の高齢者が可能な限り現状の生活を維持することができるよう、地域社会資源の開発を目的として地域との連携を図るものとする。

第9章 雜 則

(委 任)

第52条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改 正)

第53条 この規程の改正及び廃止にあたっては、理事会の議決を経ることとする。

附 則

この運営規程は平成14年4月1日から施行する。

介護保険法改正により、平成15年4月1日改定する。

空床利用変更に伴い、平成17年2月1日改定する。

介護保険法改正により、平成17年10月1日改定する。

介護保険法改正により、平成18年4月1日改定する。

個別機能訓練加算について、平成19年6月1日改正する。

夜間看護体制加算について、平成20年6月1日改正する。

介護保険法改正により、平成21年4月1日改正する。

利用料【別紙】について、平成21年7月1日改正する。

介護保険法改正により、平成24年4月1日改定する。

食費改正により【別紙】を平成26年12月1日改定する。

介護保険法改正により【別紙】を平成27年4月1日改定する。

介護保険法改正により【別紙】を平成27年8月1日改定する。

財産管理について、平成27年11月1日改定する。

介護保険法改正により【別紙】を平成30年4月1日改定する。

この規程を令和2年12月1日に改定する。

この規程を令和3年4月1日に改定する。

この規程を令和4年10月1日に改定する。

この規程を令和6年12月1日に改定する。

この規程を令和7年4月1日に改定する。

特別養護老人ホーム ゴールデン鶴亀ホーム

基本単位（1日あたり）

介護福祉施設サービス費（Ⅰ）または（Ⅱ）	1日あたり	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
		573	641	712	780	847

加 算

加 算 名	単 位
安全対策体制加算	入所時のみ 20
ADL維持等加算（Ⅰ）または（Ⅱ）	1月あたり 30・60
外泊時費用	1日あたり 246
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月あたり 50
看護体制加算（Ⅰ）	1日あたり 4
看護体制加算（Ⅱ）	1日あたり 8
協力医療機関連携加算	1月あたり 50
経口維持加算	1月あたり 400
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月あたり 90
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月あたり 5
個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日あたり 12
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月あたり 20
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり 120
初期加算	1日あたり 30
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月あたり 3
自立支援促進加算	1月あたり 280
精神科医指導加算	1日あたり 5
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月あたり 10
退所時栄養情報連携加算	1回あたり 70
退所時情報提供加算Ⅱ	1回あたり 250
日常生活継続支援加算	1日あたり 36
排せつ支援加算（Ⅰ）	1月あたり 10
看取り介護加算（Ⅰ）死亡日44日前から30日前	1日あたり 72
看取り介護加算（Ⅰ）死亡日29日前～3日前	1日あたり 144
看取り介護加算（Ⅰ）死亡日1日前～2日前	1日あたり 680
看取り介護加算（Ⅰ）死亡日	1日あたり 1,280
看取り介護加算（Ⅱ）死亡日44日前から30日前	1日あたり 72
看取り介護加算（Ⅱ）死亡日29日前～3日前	1日あたり 144
看取り介護加算（Ⅱ）死亡日1日前～2日前	1日あたり 780
看取り介護加算（Ⅱ）死亡日	1日あたり 1,580
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	1日あたり 16
療養食加算	1食あたり 6

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

総単位数の14.0%にサービス別単価（10.9）を乗じた額

食費及び居住費

		金 額
食費	1日あたり	1,800円
居住費（従来型個室）	1日あたり	1,231円
居住費（多床室）	1日あたり	915円

※その他、行事食代、理美容代、インフルエンザ予防接種代等あり

短期入所生活介護 ゴールデン鶴亀ホーム

基本単位（1日あたり）

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）または（Ⅱ）	1日あたり	603	672	745	815	884

加 算

加 算 名		単 位
緊急短期入所受入加算	1日あたり	90
サービス提供体制強化加算	1日あたり	6
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月あたり	10
若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	120
送迎加算	片道あたり	184
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	1日あたり	15
療養食加算	1食あたり	8

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数の14.0%にサービス別単価（11.1）を乗じた額

食費及び居住費

		金 額
朝食	1食あたり	530円
昼食	1食あたり	600円
夕食	1食あたり	670円
居住費（従来型個室）	1日あたり	1,231円
居住費（多床室）	1日あたり	915円

※その他、キャンセル料（1日650円）、行事食代、理美容代等あり

介護予防短期入所生活介護 ゴールデン鶴亀ホーム

基本単位（1日あたり）

		要支援1	要支援2
併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）または（Ⅱ）	1日あたり	451	561

加 算

加 算 名		単 位
サービス提供体制強化加算	1日あたり	6
若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	120
送迎加算	片道あたり	184
療養食加算	1食あたり	8

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

総単位数の14.0%にサービス別単価（11.1）を乗じた額

食費及び居住費

		金 額
朝食	1食あたり	530円
昼食	1食あたり	600円
夕食	1食あたり	670円
居住費（従来型個室）	1日あたり	1,231円
居住費（多床室）	1日あたり	915円

※その他、キャンセル料（1日650円）、行事食代、理美容代等あり